

案件に関する質問の回答

【案件名称：令和6年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）】

	質問	回答
1	<p>エントリーを検討させていただいておりますが、過去の落札結果を拝見しますと、毎年公募型プロポーザルとして募集されているものの、結果的には毎回特定の団体に特名（特命？）随意契約として発注されておられます。</p> <p>今回の公募についても、事前に随意契約を前提に発注先は決まってしまうということでしょうか？</p>	<p>公募型プロポーザル方式は、対象業務に関して企画案・実施方針等の提出を求め、最も優れた「提案者」を採用する選定方法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する特名随意契約により、業務委託契約を締結することになります。そのため、過去の公募型プロポーザル方式や今回の公募型プロポーザル方式において、事前に発注先が決まっていることはなく、募集要項に基づき審査を行い、審査の結果、評価点が最も高い参加者と契約を締結いたします。</p>
2	<p>対面形式の講座の開催に際して、区民センターなど、大阪市の施設を利用する場合は、会場費（施設利用料）はかからないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費（講師派遣料や施設利用料等）は契約金額に含まれます。発注者は契約金額以外の費用は負担いたしません。大阪市の施設を利用して費用が発生した場合も含まれます。</p>
3	<p>仕様書の「4の（2）企業等への啓発支援に関すること」の にある「資料および電子データ」の「資料」については、いわゆるパンフレットのようなものを想定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書4（2）①について、発注者にご準備いただく「資料および電子データ」は、パンフレットのほか、ポスターやチラシなどを想定しています。</p>
4	<p>ここ数年の本事業での「人権施策に関する情報の市内の企業等への提供」においては、具体的にどのような手法を取られていますでしょうか。</p>	<p>仕様書4（2）①「本市が行っている人権施策に関する情報を市内の企業等に提供すること。」については、講座実施時に、受講者へのパンフレット等の配布やSNSを活用した情報発信などを行っています。</p>